



長野県訓令第5号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 中「佐久建設事務所総務係長 砂防事務所総務係長」を「佐久建設事務所総務係長」に改める。
- 2 中「須坂建設事務所」を「須坂建設事務所 砂防事務所」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令（昭和41年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守 一

表中「総務係長（松本地域振興局にあつては課長補佐）」を「総務担当の課長補佐又は担当係長」に改める。

人事課

長野県訓令第7号

本庁内部部局
現地機関

職に関する任免（昭和42年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守 一

本則中「無線従事者」を「化学物質管理者 保護具着用管理責任者 無線従事者」に改める。

人事課

長野県訓令第8号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守 一

本則第1項中「第7条第2項」を「第7条第7項」に改める。

本則第2項中「、第27条の2第3項」を削る。

別表第1の企画振興部の項中

総合政策課	総務係
-------	-----

を

総合政策課	総務係 計画係 政策連携係
D X推進課	デジタル社会推進係 スマート自治体推進係

に、「交通企画係」を「総務係 交通企画係」に改め、

同表の総務部の項中

総務係 人事係 給与係

を

総務・給与係 業務改革推進係 人事係 キャリア開発・人事制度係

に、「職員課

職員課

を

職員総務課

に、「公務

災害係」を「公務災害係 給与審査係 給与支給係」に、

情報公開・法務課	情報公開・文書管理係 法務係
総務事務課	総務・支援係 審査係 給与支給係 システム係

を

情報公開・法務課	情報公開・文書管理係 法務係
----------	----------------

に改め、同表の県民文化部の項中「芸術文化係」を

「文化企画係 芸術文化係」に、「相談啓発係 交通安全対策係」を「交通安全対策係」に、「私学振興係」を「学び支援係 私学振興係」

に改め、同表の健康福祉部の項中

保健・疾病対策課

を

疾病・感染症対策課

に改め、同表の環境部の項中

環境政策課	総務係 企画経理係 環境審査係
-------	-----------------

を

環境政策課	総務係 企画経理係 環境審査係
ゼロカーボン推進課	ゼロカーボン戦略推進係 省エネルギー係 再生可能エネルギー係

に改め、同表の観光スポーツ部の項中

観光スポーツ部	スポーツ振興課	管理係 スポーツ振興係 パラスポーツ係
	国スポ・全障スポ準備課	総務企画係 広報・県民運動係 競技式典係 施設調整係

を

観光スポーツ部	スポーツ振興課	管理係 スポーツ振興係 パラスポーツ係
	国スポ・全障スポ大会局	総務企画係 広報・県民運動係 式典係
	競技運営課	競技係 全障スポ大会係

に改める。

別表第2の環境部の項を削る。

別表第4の佐久地域振興局の項中

総務管理課	総務係 県民生活係
環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係

を

環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係
-----------	--------------

に改め、同表の上田地域振興局の項中

総務管理課	総務係 県民生活係	を
農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係	

」

農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係	に改め、同表の諏訪地域振興局の項中

」

総務管理課	総務係 県民生活係	を
農地整備課	管理係 計画調査係 水利・基盤整備係	

」

農地整備課	管理係 計画調査係 水利・基盤整備係	に改め、同表の上伊那地域振興局の項中

」

総務管理課	総務係 県民生活係	を
環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係	

」

環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係	に改め、同表の南信州地域振興局の項中

」

総務管理課	総務係 県民生活係	を
農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係	

」

農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係	に改め、同表の木曽地域振興局の項及び北アルプス

」

地域振興局の項中	総務管理・環境課	総務係 県民生活係 環境係	を

」

総務管理・環境課	環境係	に改め、同表の長野地域振興局の項中

」

総務管理課	総務係 県民生活係	を
環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係	

」

環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係	に改め、同表の北信地域振興局の項中

」

総務管理課	総務係 県民生活係	を
農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係	

」

農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係	に改め、同表の上田建設事務所の項中

」

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係	を
用地課	用地第一係 用地第二係	

」

「

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
-----	-------------------------

」

に改め、同表の飯田建設事務所の項中

「

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係 整備第四係
用地第一課	用地第一係 用地第二係
用地第二課	用地第一係 用地第二係

」

を

「

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係 整備第四係
-----	-------------------------------

」

に改め、同表の砂防事務所の項中

「

総務課	総務係
砂防課	砂防第一係 砂防第二係

」

を

「

砂防課	砂防第一係 砂防第二係
-----	-------------

」

に改める。

人事課

長野県訓令第9号

本庁内部部局
現 地 機 関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。
令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

本則の1の表の2の項中			「 <table><tr><td>総務部</td><td>人事課</td><td>同</td></tr></table> 」	総務部	人事課	同	を					
総務部	人事課	同										
「 <table><tr><td>総務部</td><td>人事課</td><td>総務・給与係長</td></tr></table> 」			総務部	人事課	総務・給与係長	に改め、同表の3の項中						
総務部	人事課	総務・給与係長										
「 <table><tr><td>危機管理部</td><td>消防課</td><td>課長補佐</td></tr></table> 」			危機管理部	消防課	課長補佐	を						
危機管理部	消防課	課長補佐										
「 <table><tr><td>危機管理部</td><td>消防課</td><td>課長補佐及び係長（所属長が指定したものに限る。）</td></tr></table> 」			危機管理部	消防課	課長補佐及び係長（所属長が指定したものに限る。）	に、						
危機管理部	消防課	課長補佐及び係長（所属長が指定したものに限る。）										
「 <table><tr><td>総務部</td><td>人事課</td><td>課長補佐（所属長が指定したものに限る。）</td></tr><tr><td>同</td><td>コンプライアンス・行政経営課</td><td>同</td></tr><tr><td>同</td><td>財政課</td><td>課長補佐</td></tr></table> 」			総務部	人事課	課長補佐（所属長が指定したものに限る。）	同	コンプライアンス・行政経営課	同	同	財政課	課長補佐	を
総務部	人事課	課長補佐（所属長が指定したものに限る。）										
同	コンプライアンス・行政経営課	同										
同	財政課	課長補佐										

「	総務部	人事課	同		
	同	コンプライアンス・行政経営課	課長補佐及び担当係長（所属長が指定したものに限る。）	に、	
	同	財政課	課長補佐及び係長（所属長が指定したものに限る。）		」
「	産業労働部	産業政策課	課長補佐（所属長が指定したものに限る。）		
	観光スポーツ部	山岳高原観光課	課長補佐	を	
					」
「	産業労働部	産業政策課	課長補佐及び担当係長（所属長が指定したものに限る。）		
	観光スポーツ部	山岳高原観光課	課長補佐及び係長（所属長が指定したものに限る。）	に改め、同表の5の項を削り、同表の6の項中「6」を「5」	」

に、「感染症対策課」を「疾病・感染症対策課」に改め、同表の7の項中「7」を「6」に、

「	同	同	総務係長		
	同	同	人事係長	を	
	同	同	給与係長		」
「	同	同	総務・給与係長		
	同	同	業務改革推進係長	に改め、同表の8の項中「8」を「7」に改め、同表の9の項	
	同	同	人事係長		」

中「9」を「8」に、

「	同	同	軽油調査員		
	同	同	家屋評価員	を	
					」

「	同	同	家屋評価員	に、	
					」
「	同	県税徴収対策室長			
	同	県税徴収対策室	主任徴収専門員	を	
	同	同	徴収専門員		
	同	同	主査、主任及び主事		」
「	同	同	徴収対策幹		
	同	同	主任徴収専門員	に改め、同表の10の項中「10」を「9」に改め、同表の11の	
	同	同	徴収専門員		
	同	同	主任課税専門員		」

項中「11」を「10」に改め、同表の12の項中「12」を「11」に改め、同表の13の項中「13」を「12」に改め、同表の14の

項中「14」を「13」に改め、同表の15の項中「15」を「14」に改め、同表の16の項中「16」を「15」に改め、同表の17の

項中「17」を「16」に改め、同表の18の項中「18」を「17」に改め、同表の19の項中「19」を「18」に、

「病虫害防除所」を「農業試験場」に改め、同表の20の項中「20」を

「19」に改め、同表の21の項中「21」を「20」に改め、同表の22の項中「22」を「21」に改め、同表の23の項中「23」

を「22」に改め、同表の24の項中「24」を「23」に、「健康福祉部感染症対策課」を

「健康福祉部疾病・感染症対策課」に改め、同表の25の項中「25」を「24」に改め、同表の26の項中「26」を「25」

に改め、同表の27の項中「27」を「26」に改め、同表の28の項中「28」を「27」に改め、同表の29の項中「29」を「28」

に改め、同表の30の項中「30」を「29」に改め、同表の31の項中「31」を「30」に改め、同表の32の項中「32」を「31」

に改め、同表の備考の1中「3、4、7及び9の項」を「4、6及び8の項」に改める。

本則の2の表中

中信消費生活センター	
南信同	
東信同	

を「消費生活センター」に改める。

本則の4中「健康福祉部感染症対策課」を「健康福祉部疾病・感染症対策課」に改める。

本則の5の表中

左欄	中欄	右欄
県民文化部くらし安全・消費生活課	相談啓発係	北信消費生活センター

を

「

左欄	中欄	右欄
----	----	----

」に改める。

本則の6の「病虫害防除所」を「農業試験場」に改める。

人 事 課

長野県訓令第10号

本庁内部部局
現 地 機 関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

本則の1の表の長野県土地開発公社の項の次に次のように加える。

私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議	運営委員 事務局長
-------------------------	-----------

本則の1の表の長野県公共交通活性化協議会の項中「会長」を「副会長」に改め、同表の中央東線高速化促進広域期成同盟会の項中「中央東線高速化促進広域期成同盟会」を「中央東線高速化促進・定時性確保広域期成同盟会」に改め、同表の長野県消費者の会連絡会の項を削り、長野県金融広報委員会の項の次に次のように加える。

長野地方裁判所委員会	委員
------------	----

本則の1の表の日本みどりのプロジェクト推進協議会の項の次に次のように加える。

公益財団法人長野県スポーツ協会	参与 常務理事 幹事
長野県体育施設協会	会長
信越地方ラジオ体操連盟	会長 副会長 全国評議員
長野県ラジオ体操連盟	会長 副会長 全国評議員
長野県スポーツ少年団	副本部長
長野県スポーツ推進委員協議会	幹事長
長野県レクリエーション協会	副会長

本則の2の表の郡危険物安全協会の項の次に次のように加える。

長野県公共交通活性化協議会地域別部会	会長
--------------------	----

本則の5の表の長野地方裁判所委員会の項を削り、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の項の次に次のように加える。

長野県消費者の会連絡会	会長
-------------	----

コンプライアンス・行政経営課

長野県訓令第11号

本庁内部部局
現 地 機 関
労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。
令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

第6条第2項中「総務部職員課長」を「総務部職員総務課長」に改める。
第12条第9項中「総務部職員課」を「総務部職員総務課」に改める。
第19条第1項及び第2項、第20条第1項から第3項まで並びに第25条第1項、第3項、第6項及び第7項中「総務部職員課長」を「総務部職員総務課長」に改める。

職 員 課

長野県訓令第12号

本庁内部部局
現 地 機 関

長野県公文書管理規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。
令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

別表第2の2中「別表第7の」を「別表第9の」に、「別表第7の1の(1)」を「別表第9の1の(1)」に改める。

別表第3の1の総務部の項中「職員課」を「職員総務課」に改める。

「職員総務課」を「職員総務課」に改める。

「情報公開・法務課行政情報センター総務事務課」を「情報法行総事」に改める。

「 情報公開・法務課行政情報センター 」	情法行	」に改め、同1の健康福祉部の項中
「 保健・疾病対策課 感染症対策課 」	保疾感	」を
「 疾病・感染症対策課 」	疾感	」に改め、同1の環境部の項中
「 環境政策課ゼロカーボン推進室 」	環政ゼ	」を
「 ゼロカーボン推進課 」	ゼ	」に改め、同1の観光スポーツ部の項中
「 国スポ・全障スポ準備課 国スポ・全障スポ準備課競技力向上対策室 」	国障 国障競	」を
「 国スポ・全障スポ大会局総務企画課 国スポ・全障スポ大会局競技運営課 国スポ・全障スポ大会局施設調整課 国スポ・全障スポ大会局競技力向上対策課 」	総企 競運 施調 競向	」に改め、同表の2中
「 北信消費生活センター 中信消費生活センター 南信消費生活センター 東信消費生活センター 」	北消 中消 南消 東消	」を
「 消費生活センター 」	消生	」に、
「 農業大学校 病虫害防除所 」	農大病防	」を
「 農業大学校 」	農大	」に改める。

情報公開・法務課